

第 1 編

「学校給食の運営・
栄養管理」編



第1章 学校給食の重要性

1 学校給食の意義と役割

我が国の学校給食は、明治22年（1889年）に山形県鶴岡町の私立忠愛小学校において始まったとされている。この給食は、貧困児を対象に救済事業として無償で提供されており、教育の中に給食を取り入れた先駆けとして記録されている。



（当時の給食を復元したもの）

学校給食が教育活動の一環として位置付けられたのは、昭和21年12月に発せられた「学校給食実施の普及奨励について」の文部、厚生、農林三省次官通達である。昭和29年には、「学校給食法」が制定され、学校給食の法的根拠が明確になるとともに、「義務教育諸学校における教育の目的を実現するため」（同法第2条）とあるように、学校給食が教育の一環であることが法的に位置付けられた。



（昭和20年代の給食の様子）

教育課程における位置付けが明確にされたのは、昭和33年の小学校及び中学校学習指導要領の改訂においてであり、平成元年の学習指導要領の改訂において、特別活動の「学級活動」に位置付けられ、今日に至っている。

学校給食は、これらの規程に制度的に支えられ、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、児童生徒の健康の増進、体位の向上を図ってきた。



（昭和50年代の給食の様子）

さらに、平成9年に出された保健体育審議会答申において、食生活を取り巻く社会環境の変化に伴い、脂肪の過剰摂取などの偏った栄養摂取、肥満症等の生活習慣病の増加及び若年化など、食に起因する新たな健康課題が増加している中、学校給食は食に関する「生きた教材」として活用することが可能であると、学校給食の今日的な意義が示された。学校給食は、学校における食育を推進する上で、給食の時間のほか、各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間等における食に関連する指導に際し、「生きた教材」として積極的に活用することが求められるようになった。

このように、学校給食は、子どもの成長発達や活動の源泉となるものであると同時に、多面的な活用を図ることができる極めて有効な教材としての役割も担ってきた。その一方で、学校における食に関する指導の場面が増加した結果、指導充実のために指導体制の整備が重要な論点の1つとなり、国としても、子どもたちの心身の成長及び人格の形成には、食育の推進を国民運動として社会全体で取り組むことが課題であるとして、制度構築も進められた。さらに、本県においても県の特性を生かした食育の取組を展開している。以下では、こうした動きの中で整備された制度のうち、主なものを示しながら、新たな学校給食の役割について詳述する。

(1) 栄養教諭制度の創設

食に関する指導の重要性が認識され、指導場面が増加することで、学校栄養職員に係る制度的な検討が求められ、食に関する指導体制を充実するための具体的な審議が行われ、平成16年1月には栄養教諭制度の創設を柱とする指導体制の整備方策について答申された。

これまでは、担任等が行う教科指導や給食指導に対して、学校給食の栄養管理や衛生管理などの職務を行う学校栄養職員による専門的立場からの協力が行われてきた。しかしながら、学校栄養職員が食に関する指導を行うために必要な専門性は制度的に保証されていなかったため、本答申を受け、児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる職員として、平成16年度に栄養教諭制度が創設された。

〈食に関する指導体制の整備について（答申）の構成〉

第1章 基本的な考え方

- 1 食に関する指導の充実の必要性
- 2 学校における食に関する指導の現状
- 3 食に関する指導体制整備の方向性

第2章 栄養教諭制度の創設

- 1 栄養教諭の職務
- 2 栄養教諭の資質の確保
- 3 栄養教諭の配置等
- 4 栄養教諭の身分等

第3章 食に関する指導の充実のための総合的な方策

- 1 学校における一体的取組
- 2 栄養教諭の効果的な活用
- 3 学校・家庭・地域社会の連携等による総合的取組

栄養教諭は、学校における食育推進の要として重要な役割を担っており、本県では、現在71名の栄養教諭が配置されている。(令和2年3月現在)

なお、2でふれる改正学校給食法において、栄養教諭以外の学校栄養管理者（学校栄養職員）についても、栄養教諭に準じて食に関する指導を行うよう努めることと規定されており、学校栄養職員も同様、積極的に食に関する指導に取り組んでいるところである。

(2) 食育推進基本法の制定

ア 食育基本法の趣旨

国は、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむためには、子どもたちの豊かな心身の成長及び人格の形成が大切であり、その基本が「食育」であるとした。そこで、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進し、これまで以上にその実効性を確保していくことを目指し、平成17年に「食育基本法」を制定した。

食育基本法（平成17年7月15日施行）

前文（一部抜粋）

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

イ 食育推進基本計画の策定

食育基本法に基づいて、平成18年には食育推進基本計画（平成18年度から平成22年度まで）、平成23年には第2次食育推進基本計画（平成23年度から平成27年度まで）、平成28年度には第3次食育の推進基本計画（平成28年度から令和2年度まで）が策定された。本計画は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な基本的事項を定めるとともに、都道府県食育推進計画及び市町村食育推進計画の基本となるものである。

以下に第3次食育推進計画の総合的な目標および5つの重点課題に関する目標の中で、特に学校における食育に関連するものを示す。

第3次食育推進基本計画（平成28年3月18日食育推進会議決定）

目標番号	推進に当たっての目標	作成時の値 (H27年度)	現状値 (H29年度)	目標値 (R2年度)
総合的な目標				
1	食育に関心を持っている国民の割合	75.0%	78.4%	90%
21	食育推進計画を作成・実施している市町村の割合	76.7%	79.3%	100%
重点課題1 若い世代を中心とした食育の推進				
4	朝食を欠食する子供の割合	4.4%	4.6%	0%
10	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合	43.2%	39.1%	55%
18	地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承している若い世代の割合	49.3%	50.4%	60%
20	食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する若い世代の割合	56.8%	62.6%	65%
重点課題2 多様な暮らしに対応した食育の推進				
2	朝食または夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	週9.7回	週10.5回	週11回
3	地域等で共食したいと思う人が共食する割合	64.6%	72.6%	70%
6	中学校における学校給食実施率	87.5% (H26年度)	90.2% (H28年度)	90%
重点課題3 健康寿命の延伸につながる食育の推進				
10	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合	43.2%	39.1%	55%
11	生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合	69.4%	68.2%	75%
13	ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合	49.2%	50.2%	55%

20	食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する若い世代の割合	56.8%	62.6%	65%
重点課題4 食の循環や環境を意識した食育の推進				
7	学校給食における地場産物を使用する割合	26.9% (H26年度)	25.8% (H28年度)	30%
8	学校給食における国産食材を使用する割合	77.3% (H26年度)	75.2% (H28年度)	80%
15	農林漁業体験を経験した国民の割合	36.2%	36.3%	40%
16	食品ロス削減のため何らかの行動をしている国民の割合	67.4% (H26年度)	71.8%	80%
重点課題5 食文化の伝承に向けた食育の推進				
18	地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承している若い世代の割合	49.3%	50.4%	60%

このような動きに呼応して、学校給食法では、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校において積極的に食育に取り組んでいくことが重要であるとして、食に関する指導の充実に取り組み、学校における食育の「生きた教材」となる学校給食の充実を図るため、当該地域の産物を活用するなどの創意工夫を規定している。

(3) 福島県の食育推進計画の策定

ア 福島県食育推進計画

福島県においても、国の食育推進基本計画の策定をうけ、平成19年3月に「おいしく イキイキ 食育プラン（福島県食育推進計画）」を策定し、その後、第二次福島県食育推進計画（平成22年3月）、第三次福島県食育推進計画（平成27年3月）を策定した。この中で、学校給食等に関連する数値目標などが示されている。

イ ふくしまっ子食育指針

「福島県食育推進計画」の策定を受け、県教育委員会においては、子どもたちの望ましい食習慣の形成を図るため「福島の教育7つの約束」のひとつである「健やかな体をはぐくみます」に新しい約束の視点として食育の推進を掲げた。さらに平成19年には、学校における食育の方向性を示し、子どもたちの望ましい食習慣の形成を図るため「ふくしまっ子食育指針」を策定した。平成27年度には、未来を担う健康でたくましいふくしまっ子の育成を目指す「ふくしまっ子体力向上総合プロジェクト」を立ち上げ、その一環として「ふくしまっ子食育指針」の見直しを行った。

なお、「ふくしまっ子体力向上総合プロジェクト」の一環として「ふくしまっ子健康・体力自分手帳」「学校における肥満対応ガイドライン」「ふくしまっ子児童期運動指針」が作成され、各学校では、家庭との連携のもと、様々な場面でこれらを活用した指導が進められているところである。

〈第3編「食に関する指導」 P174参照〉

おいしく イキイキ 食育プラン「第三次福島県食育推進計画」(一部抜粋)

〈基本目標〉

食を通して ふくしまの 未来を担う 人を育てる

～家庭、学校、地域が一体となった食育の推進～

〈目標指標〉

目標	指標名	基準値 (H26)	目標値 (H32)
1－(1) 健康な心と身体を育むための 家庭と地域における食育推進	朝食を食べる児童生徒の割合 (公立幼・小・中・高・特別支援学校)	96.6%	97.2%以上★
	家族との共食の割合	81.6%	上昇を目指す
	栄養バランスがとれた食生活の実践者の割合	66.5%	上昇を目指す
	12歳児の一人平均むし歯数(永久歯)	1.5本 (H25年度)	1.1本以下★
	小学校児童の栄養不良や肥満、やせ傾向(栄養状態)の割合(公立私立小学校)	3.5%	低下を目指す★
1－(2) 子どもの発達段階に応じた食 育推進	食育推進計画を作成している市町村の割合	67.8% (H25年度)	100%
	栄養教諭の配置人数	27名	70名程度
1－(3) 地域における食育推進運動の 展開	食育月間・食育の日の認知度	25.3%	上昇を目指す
2－(2) 地域資源の活用促進と地産地 消の推進	学校給食における地場産物活用割合(学校給食を実施している公立幼・小・中・高・特別支援学校)	21.8%	40%以上
3－(2) 食の安全を実現するための情 報提供及びリスクコミュニ ケーション	特定給食施設等における食料備蓄の割合	37.6% (H21年度)	上昇を目指す
3－(3) 食品中の放射性物質対策に関 わる検査・調査及び情報発信	放射性物質の基準値を超えて出荷流通した食品の件数	0件 (H25年度)	0件

★印の目標値については「第6次福島県総合教育計画」の数値と整合性を図っています。

※「福島県食育推進計画」をうけ、福島県教育委員会として以下の取り組みをしています。

○「朝食について見直そう週間運動」

県教育委員会では、「朝食について見直そう週間運動」を年間2回実施している。園児、児童生徒、教職員及び保護者が、食に関する正しい理解と関心を高めるとともに、生活リズムを改善し、朝食摂取を基本とした望ましい食習慣の形成を図ることを目的としている。

第1回：6月(食育月間に合わせて)／第2回：11月(ふくしま教育週間に合わせて11月上旬)

2 学校給食の目標

学校給食法は、平成20年1月の中央教育審議会の答申を受け、平成20年6月に大幅に改正され、平成21年4月1日に施行された。

(1) 「学校における食育の推進」を位置付けた法の目的

平成20年1月の答申の背景には、食育基本法が制定され、同法に基づく食育推進基本計画が策定されたことから食育の推進が国として重要な課題となっていること、また、「学校における食育の推進」に学校給食が大きな役割を果たしていることから、「学校給食の普及充実」に加え、「学校における食育の推進」を新たに規定した。

学校給食法第一条

(この法律の目的)

この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。

(2) 食に関する今日的な課題に応じた目標設定

食育の観点から学校給食の目標を見直し、整理・充実させることにより、学校給食の教育的効果を引き出し、学校における食育を推進するという趣旨がより明確になった。これは、教育基本法（平成18年12月改正）第2条の「教育の目標」や学校教育法（平成19年6月改正）第21条の「義務教育の目標」に対応したものとなっている。

学校給食法第二条

(学校給食の目標)

学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- 一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 二 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 三 学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと。
- 四 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 六 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 七 食糧の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

(3) 「学校給食実施基準」と「学校給食衛生管理基準」の法制化

改正学校給食法では、これらの基準の根拠を法律で定め、法的な位置付けを明確にした。特に、従前の「学校給食衛生管理基準」は、通知で示されたガイドラインであるため、完全に実施されない現状があり、その改善が図られた。学校給食法では、校長と共同調理場長に対し基準に照らして、衛生管理上適正を欠く事項があり、改善措置が講じられない場合は、設置者に申し出ることが義務付けられている。

(4) 学校給食を活用した食育の充実

学校における食育は、学校給食を活用しながら、栄養教諭を中核としつつ、学級担任、教科担任、養護教諭、学校給食従事者など全教職員が共通理解のもと、連携・協力することにより、学校教育活動全体を通して推進する必要がある。そのためには校長のリーダーシップが重要であり、必要な措置を講ずることを規定している。

学校給食法

第三章 学校給食を活用した食に関する指導

第十条 栄養教諭は、児童又は生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導、食に関して特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする。この場合において、校長は、当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつつ当該義務教育諸学校における食に関する指導の全体的な計画を作成することその他の必要な処置を講ずるものとする。

2 栄養教諭が前項前段の指導を行うに当たっては、当該義務教育諸学校が所在する地域の産物を学校給食に活用することその他の創意工夫を地域の実情に応じて行い、当該地域の食文化、食に係る産業又は自然環境の恵沢に対する児童又は生徒の理解の増進を図るよう努めるものとする。

3 栄養教諭以外の学校給食栄養管理者は、栄養教諭に準じて、第一項前段の指導を行うよう努めるものとする。

〈栄養教諭〉

- ・学校給食で摂取する食品と健康の保持増進の関連について指導する。
- ・食について特別の配慮を必要とする児童生徒に個別指導を行う。

実施にあたっては

- 地域の産物を学校給食に活用し、地域の食文化、食に係る産業又は自然環境の恵沢への理解が深まるように努力する。
- 栄養教諭が配置されていない学校では、学校給食栄養管理者が、栄養教諭に準じて指導を行う。

〈校長〉

- ・食に関する指導が効果的に進むよう、学校給食と関連付けた食に関する全体計画の作成を行う。

栄養教諭制度の創設に係る学校教育法等の一部を改正する法律等の施行について(通知)

(平成16年6月30日付け)

《指導》

- ① 児童生徒に対する栄養に関する個別的な相談指導
- ② 学級担任、教科担任等と連携して関連教科や特別活動等における食に関する指導
- ③ 食に関する指導に係る全体的な計画の策定等への参画 など

《管理》

- ① 学校給食を教材として活用することを前提とした給食管理
- ② 児童生徒の栄養状態等の把握
- ③ 食に関する社会的問題等に関する情報の把握 など

こうした食育基本法の制定や学習指導要領の改訂、また、学校給食法の改正など制度上の動きにより、学校給食の意義や重要性が認知され、より一層の学校給食の充実と学校における食育の取組を推進していく必要がある。

なお、食育に関する具体的な指導については、第3編「食に関する指導」編に記載している。また、「学校給食実施基準」を含め、学校給食を適切に実施していくために必要な管理・運営面に関する活動全般にわたる必要な事柄については、次章に記述し、学校給食の衛生管理上重要な「学校給食衛生管理基準」については、第2編で記載している。

3 学校給食の沿革

年 月	沿 革
明治22年10月	山形県鶴岡町の私立忠愛小学校で貧困児童に対し、無料で昼食が給与される。これが我が国の学校給食の起源とされる。
大正12年10月	文部次官通牒「小学校児童の衛生に関する件」において、児童の栄養改善のために学校給食が奨励される。
昭和7年9月	文部省訓令「学校給食臨時施設方法」が定められ、国庫補助による貧困児童救済のための学校給食が実施される。
昭和15年4月	文部省訓令第18号「学校給食奨励規程」により、対象を貧困児童のほか栄養不良児、身体虚弱児にも広げ、栄養的な学校給食の実施へ、内容の充実が図られる。
昭和21年12月	文部、厚生、農林、三省次官通達「学校給食実施の普及奨励について」が発せられ戦後の学校給食開始の方針が定まる。東京、神奈川、千葉の三都県の学校で試験給食が開始される。
昭和22年1月	全国都市の児童約300万人に給食が開始され、本県では4市（福島、若松、郡山、平）において、ミルク及び連合軍放出の缶詰等により給食が開始される。
昭和23年12月	文部省体育局長通達「学校給食物資の取扱いについて」により各都道府県教育委員会における物資受入体制が指示される。
昭和24年10月	国際連合児童基金（ユニセフ）による脱脂粉乳の援助が開始される。
昭和25年7月	8大都市の小学校児童に、米国寄贈の小麦粉によりはじめて完全給食が実施される。
昭和27年4月	完全給食が全国すべての小学校を対象に実施される。
昭和29年6月	「学校給食法」（昭和29年6月3日法第160号）が成立、公布され、学校給食の実施体制が整う。
昭和31年3月	「学校給食法」を一部改正し、対象を中学校に拡大する。
6月	「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律」（昭和31年6月20日法第157号）が公布される。
昭和32年5月	「盲学校・聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律」（昭.32.5.20.法第118号）が公布される。
昭和33年1月	農林次官通達「学校牛乳供給事業実施要綱」により、牛乳が供給される。
10月	小学校及び中学校の学習指導要領の改訂によって、学校給食がはじめて「学校行事等」の領域に位置付けられる。
昭和43年7月	小学校学習指導要領の改訂で、学校給食は「特別活動」における「学級指導」に位置付けられる。
昭和44年4月	中学校学習指導要領の改訂で、学校給食は「特別活動」における「学級指導」に位置付けられる。
昭和46年4月	学校給食実施基準、夜間学校給食実施基準の一部改正により、所要栄養量の基準が改訂される。これに伴い、体育局長通知「学校給食の食事内容について」により、標準食品構成表が示される。
昭和49年6月	学校栄養職員が制度切り替えにより県費負担職員となる。
昭和51年4月	学校給食制度上に米飯が正式に導入される。

年 月	沿 革
昭和52年 7月	小学校及び中学校の学習指導要領が改訂される。
昭和59年 3月	「学校給食指導の手引」が発行される。(文部科学省)
昭和60年 1月	体育局長通知「学校給食業務の運営の合理化について」が出される。
12月	日本体育・学校健康センター法が公布される。
昭和61年 2月	学校給食実施基準及び夜間学校給食実施基準の一部改正により、平均所要栄養量の基準の改訂が行われる。
3月	体育局長通知「学校栄養職員の職務内容について」が出される。
平成元年 4月	小学校及び中学校の学習指導要領が改訂され、学校給食は「特別活動」における「学級活動」に位置付けられる。
11月	学校給食100周年を迎える。
平成 4年 7月	平成元年の「学習指導要領」の改訂を踏まえ、「学校給食指導の手引」が改訂される。
平成 7年 1月	文部省は、阪神・淡路大震災に際し、兵庫県及び同県下市町村に対し、学校給食施設を活用した炊き出しへの協力要請を行い、66市町において約60万食の炊き出しが行われる。
平成 8年 7月	腸管出血性大腸菌O157による食中毒事故により、児童が死亡するなど各地で大きな被害がもたらされ、文部省においては、「学校給食における衛生管理の改善に関する調査研究協力者会議」を設置し、夏季緊急点検、抽出による食材の点検等が実施される。 学校給食における保存食の保存期間・保存方法が変更される。(−20℃以下2週間以上)
8月	「学校環境衛生の基準」(学校給食関係)が一部改正される。
平成 9年 4月	「学校給食衛生管理の基準」が定められる。 「新規採用学校栄養職員研修」の拡充及び「学校栄養職員経験者研修」が新設される。
平成10年 4月	中学校「心を育む学校給食週間」が実施される。
6月	『食に関する指導の充実について』(文部省体育局長通知)が出され、学校栄養職員をティーム・ティーチングや特別非常勤講師に活用する取組み等の推進が図られる。
12月	小学校及び中学校の学習指導要領が改訂され、「体育に関する指導」が「体育・健康に関する指導」に改められる。
平成12年 3月	食生活指針を策定し、食生活指針等の推進について閣議決定される。
4月	学校給食用米穀値引き措置が廃止される。学校給食用牛乳供給事業に入札制度が導入される。
12月	「新食糧法」の告示改正が行われ、都道府県学校給食会は米の直接購入が可能となる。
平成13年 7月	「食に関する指導の充実のための取組体制の整備について」の第一次報告が提言される。
9月	牛海綿状脳症(BSE)に感染した牛が発見される。
12月	「特殊法人等整理合理化計画について」閣議決定される。

年 月	沿 革
平成14年 3月	食生活に関する学習教材及び指導用解説書が作成される。
6月	福島県地産地消推進会議において、「福島県地産地消推進プログラム」が決定される。
11月	福島県食品の安全確保に係る基本方針及び福島県食品安全確保対策プログラムが策定される。
平成15年 2月	食に関する指導の充実のための取組体制の整備について、第二次報告が提言される。
3月	「学校給食衛生管理の基準」が一部改訂される。 「学校給食の手引き」が発行される。(福島県教育委員会監修・財団法人福島県学校給食会)
5月	「学校給食実施基準」及び「夜間学校給食実施基準」の一部がそれぞれ改正され、学校給食の一人一回当たりの平均栄養所要量の基準が改訂される。
9月	中央教育審議会「食に関する指導体制の整備について」中間報告が出される。
平成16年 1月	中央教育審議会「食に関する指導体制の整備について」答申が出される。
3月	「学校給食の残滓に関する調査研究会集録」が作成される。(福島県学校給食会：食育調査研究会)
5月	栄養教諭制度の創設を柱とする「学校教育法等の一部を改正する法律」が公布される。
12月	鶏インフルエンザ問題が発生し、鶏肉の使用上で学校給食にも影響を与える。
平成17年 4月	「学校給食衛生管理の基準」が一部改訂される。 全国で栄養教諭の配置が開始される。
7月	食育基本法が施行される。
平成18年 3月	食育推進基本計画が決定される。(内閣府)
3月	独立行政法人日本スポーツ振興センターの学校給食用食材の供給業務が廃止される。
4月	「子どもの生活リズム向上プロジェクト」 「早寝・早起き・朝ごはん」運動スタート(文部科学省)
平成19年 1月	学校給食費の滞納が課題となったことから、学校給食費の徴収状況について全国調査が行われる。
3月	「食に関する指導の手引」が発行される。(文部科学省) 本県の食育推進を図るため、「ふくしまっ子食育指針」が県教育委員会で策定される。
4月	本県に栄養教諭制度が導入され、栄養教諭12名を初めて採用し、各教育事務所に配属される。 おいしくイキイキ食育プラン「福島県食育推進計画」が策定される。
6月	「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律」が施行され、栄養教諭免許状の授与要件の軽減措置の対象が拡大される。
11月	「朝食について見直そう週間運動」朝食摂取率調査が開始される。(福島県教育委員会)
12月	中国産冷凍餃子で健康被害が発生し、学校給食にも大きな影響がもたらされる。
平成20年 1月	中央教育審議会「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」(答申)が出される。

年 月	沿 革
平成20年 3月	文部科学省スポーツ・青少年学校健康教育課より「学校給食調理場における手洗いマニュアル」が発行される。
3月	小学校学習指導要領、中学校学習指導要領が改訂され、総則に「食育の推進」に関する規定が盛り込まれる。
3月	「学校給食を活用した食に関する指導」が発行される。(福島県学校給食会：食育に関する調査研究会)
6月	学校給食法の改正を含む「学校保健法等の一部を改正する法律」が公布される。
7月	「学校給食衛生管理の基準」が一部改訂される。
10月	栄養素の給与量を幅で示す学校給食摂取基準を導入した「学校給食実施基準」が一部改訂される。
10月	福島県教育委員会主催で小学生を対象に「わたしが作る朝ごはんコンテスト」が開催される。
平成21年 3月	文部科学省スポーツ・青少年学校健康教育課より「学校給食調理場における手洗いマニュアル Part I」が発行される。
3月	高等学校学習指導要領が改訂され、総則に「食育の推進」に関する規定が盛り込まれる。
4月	食育の観点からの学校給食の目標を見直すなど学校給食法等の改正が施行される。また、法改正を受けた学校給食実施基準等及び学校給食衛生管理基準等が告示される。
平成22年 3月	「食に関する指導の手引～第一次改訂版～」が発行される。(文部科学省)
3月	第二次福島県食育推進計画が策定される。(福島県教育委員会)
3月	文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課より「調理場における洗浄・消毒マニュアル Part II」が発行される。
3月	「学校における食育の在り方」が発行される。(福島県学校給食会：食育に関する調査研究会)
3月31日	学校教育法 第37条が施行される。
平成23年 3月	「第2次食育推進基本計画」が策定される。(内閣府)
3月	文部科学省スポーツ・青少年学校健康教育課より「調理場における衛生管理&調理技術マニュアル」が発行される。
3月	「学校給食の手引き～食育の充実のために～」が発行される。(福島県教育委員会監修・財団法人福島県学校給食会)
3月	学校給食の手引綴込冊子「食中毒事故等対応マニュアル」が発行される。(福島県学校給食会)
3月	「学校給食衛生管理基準の解説－学校給食における食中毒防止の手引－」が発行される。(独立行政法人 日本スポーツ振興センター 学校安全部)
3月11日	東日本大震災発生
3月	東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故が発生する。
6月	福島県学校給食会で取扱食品の放射性物質検査が開始される。 (各市町村で随時、学校給食用食材の事前サンプル測定、学校給食1食全体の事後検査が開始される)

年 月	沿 革
平成24年 3月	文部科学省スポーツ・青少年学校健康教育課より「学校給食調理従事者研修マニュアル」が発行される。
平成25年 3月	「大規模災害と学校給食」が発行される。(福島県学校給食会：食育に関する緊急調査研究会作成)
4月	「学校給食実施基準の一部改正」が施行される。(文部科学省)
12月	「第2次食育推進基本計画」が一次改定される。(内閣府)
12月	「和食：日本人の伝統的な食文化」がユネスコ無形文化遺産に登録
平成26年 3月	福島県環境教育等行動計画 策定 (福島県教育委員会)
4月	「スーパー食育推進事業」(文部科学省)
4月	学校における食育推進プロジェクト事業 (～平成29年 3月)
4月	副読本「ふくしまのかんきょう」を小学5、6年生に配布 (次年度より5年生に配布)
10月	福島県教育委員会主催で中学生も対象に加わり、「ふくしまっ子ごはんコンテスト」が開催され、現在に至る。
平成27年 1月	ふくしまっ子健康・体力「自分手帳」が発行される。(福島県教育委員会)
3月	おいしくイキイキ食育プラン「第三次福島県食育推進計画」が策定される。(福島県)
3月	「学校給食における食物アレルギー対応指針」が発行される。(文部科学省)
3月	「学校給食と食物アレルギー」が発行される。(福島県学校給食会：食育に関する調査研究会)
平成28年 2月	小学校用食育教材「たのしい食事 つながる食育」が発行される。(文部科学省)
3月	第3次食育推進基本計画が策定される。(農林水産省)
3月	「ふくしまっ子食育指針」が改定される。(福島県教育委員会)
3月	「ふくしまっ子体力向上総合プロジェクト」が発行される。(福島県子ども体力向上支援委員会)
3月	「ふくしまを“知って！味わう！”学校給食 食文化の伝承と地場産物の活用」が発行される。(福島県学校給食会：食育に関する調査研究会)
平成29年 3月	学習指導要領が改正される。(文部科学省)
3月	「学校における肥満対応ガイドライン」が発行される。(福島県教育委員会)
3月	「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育～チーム学校で取り組む食育推進のPDCA～」が発行される。(文部科学省)
3月	「ふくしまを“知って！味わう！”学校給食Ⅱ 行事食と食文化の伝承」が発行される。(福島県学校給食会：食育に関する調査研究会)
4月	「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」が発行される。(東京都健康安全研究センター)
4月	「つながる食育推進事業」(文部科学省) (～平成31年)
6月	「大量調理施設衛生管理マニュアル」が改正される。(厚生労働省)
平成30年 3月	「ふくしまっ子児童期運動指針」が発行される。(福島県教育委員会)

年 月	沿 革
平成30年3月	「～生きた教材としての～ふくしまの学校給食献立！・料理レシピ活用集」が発行される。(福島県学校給食会：食育に関する調査研究会)
7月	「学校給食実施基準の一部改正」が施行される。(文部科学省)
平成31年3月	「食に関する指導の手引―第二次改定版―」が発行される。(文部科学省)
令和元年5月	「食品ロスの削減の推進に関する法律」(令和元年5月31日法律第19号)が成立・公布される。
7月	「学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進について」が通知され、「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」が作成される。(文部科学省)
令和2年3月	「学校給食の手引～食育の充実のために～改訂版」が発行される。(福島県教育委員会監修・公益財団法人福島県学校給食会)